

[地域密着型サービス施設]複合ケアホームさくらテラス

(認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能居宅介護)

運営推進会議規定

(趣旨)

第1条 この規定は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第108条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(松阪市条例に基づき)第85条の規定に基づき設置する複合ケアホームさくらテラス(認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能居宅介護)運営推進会議について必要な事項を定めるものとする。

(運営推進会議の設置目的)

第2条 運営推進会議は、社会福祉法人慈徳会(以下「事業者」という。)が行う、複合ケアホームさくらテラス(グループホーム、デイサービスセンター、小規模多機能センター。以下、「施設」という。)の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けることにより、地域に開かれた事業運営及びサービスの質の向上の確保を図ることを目的として設置する。

(組織)

第3条 運営推進会議は、次に掲げる選出単位から選出される会議員をもって構成する。

- (1) 事業所の利用者(入居者)の代表
- (2) 事業所の利用者(入居者)の家族
- (3) 地域住民の代表
 - ・朝見地区から選出される代表者
 - ・櫛田地区から選出される代表者
 - ・漕代地区から選出される代表者
 - ・機殿地区から選出される代表者

- ・東黒部地区から選出される代表者
- ・西黒部地区から選出される代表者
- (4) 松阪市(保険者)の職員
- (5) 松阪市社会福祉協議会の職員
- (6) 事業所所在地域を管轄する松阪市第四地域包括支援センター
- (7) 学識経験者
 - ※学識経験者とは介護、認知症のほか地域密着型サービスについて知見を有する者をいう
- (8) 事業者 社会福祉法人慈徳会の代表もしくはさくらテラス施設長
- (9) さくらテラス各事業所の代表職員
- (10) 前号に掲げる者のほか、事業者の代表者が必要と認める者
- (11) 各会議員が求め、出席議員の三分の二以上の賛成をもって選出された者

2 前項の各号に掲げる者(以下「会議員」という。)は、事業者の代表者が委嘱する。

(会議員の選出)

第4条 前条に掲げた各会議員は各々の選出単位ごとに定める選出方法に基づき選出する。また、選出単位において改選を行なった場合、改選後速やかに事業所に連絡する。

(会議員の任期)

第5条 任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の会議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 運営推進会議は、事業者の代表者が招集する。

- 2 会議は、会議構成員、事業者の代表者、事業所の管理者及び事業者の代表者が指名する事業所の職員の参加をもって開催する。
- 3 会議の議長は、事業者の代表が掌る。
- 4 会議の議長は、会議における議事の参考に供するために必要と認める場合は、

利害関係を有する者等を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

- 5 会議は、定例会議をおおむね2月に1回以上開催する。但し、定例会議のほか、事業者の代表者が必要と認めた場合は、臨時会議を随時開催するものとする。

(会議の議題)

第6条 会議の議題は、次に掲げる内容とする。

- (1) 各事業所における活動状況の報告
- (2) 運営推進会議による評価
- (3) 運営推進会議からの必要な要望及び助言等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者の代表者が必要と認める事項

(会議の通知等)

第7条 事業者の代表者は、評議員に対し、書面送付等により会議を開催する旨の通知を行うものとする。

- 2 前項の通知には、開催日及び第6条に規定する議題の内容等を記載するものとする。

(記録の作成および公表)

第8条 事業者は、会議の結果に関して、第6条に定める議題についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

(日当の支給)

第9条 事業者は各会議員に対して、各会議員宅から会議場までの移動に要する交通費として金2,000円を出席者に支給する。ただし、支給対象は地域住民の代表議員とする。

(守秘義務)

第10条 運営推進会議の会議員には、職務上知りえた利用者やその家族の事情及び秘密に関する事項について守秘義務がある。会議員在任中はもとよ

り、辞職後も守秘義務を負う。

附 則

この規則(要綱)は、平成23年7月1日から施行する。

改定 平成 26 年 4 月 1 日